

集団的自衛権について慎重な審議を求める意見書

集団的自衛権について、内閣総理大臣の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)は、日本を取り巻く安全保障環境の変化を指摘した上で、「わが国の安全に重大な影響を及ぼす可能性」があるとき、限定的に集団的自衛権を行使することは許されるとの考え方を示した報告書を政府に提出し、現在、それをもとに政府・与党において安全保障に係る協議が進められているところである。

国連憲章は加盟国に集団的、個別的自衛権を認めているが、日本国憲法では第9条で「戦争の放棄」、「戦力の不保持」、「交戦権の否認」を定めており、これまで、政府においては、集団的自衛権を「国際法上保有するが、憲法上行使できない」との憲法解釈を固めてきた。

仮に、限定的であれ、憲法解釈の変更を検討する場合は、憲法第9条の規範性や法的安定性の観点から、従来の解釈との論理的な整合性を確保する必要があり、また、こうした検討の経緯を国民に分かりやすく伝えるとともに、国民の理解を深めたうえで結論が出されなければならない。

よって、政府におかれては、わが国の安全保障に係る協議を進めるにあたり、従来の政府解釈に基づく憲法及び法律の枠内で、どのような自衛手段が取れるか具体的・現実的な事例に基づく議論を尽くすとともに、立憲主義を堅持することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 } あて

小田原市議会議長